

# 学校いじめ防止基本方針

—いじめの根絶をめざして—

Web 版

聖和学園高等学校

## はじめに

平成 25 年 12 月に宮城県・宮城県教育委員会により「宮城県いじめ防止基本方針」が策定された。聖和学園高校においてはこれまでも「いじめ問題対応マニュアル」を作成し、いじめ問題の根絶を目指して取り組んできたところではあるが、県の基本方針を受け、改めて組織的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

## I 基本方針

宮城県の「いじめ防止等の対策に関する基本理念」には

「いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」

とある。本校でもこの基本理念をもとに基本方針を定める。

### (1) いじめ問題に対応する基本的な考え方

「いじめのない、いじめを許さない学校づくり」を推進する一方で、「いじめは、どの学校にも、どのコースにも、どの学年にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」との前提のもとで、担任や一部の教職員だけで抱え込まないことが大切である。また、いじめは決して許されない行為であり、「聖和学園高校は、いじめを決して許さない。」という毅然とした姿勢を折に触れて示していくことが必要である。

### (2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法には、「いじめ」は「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。この定義に基づき、いじめに当たるかどうかの判断はあくまでも被害を受けている児童生徒の立場に立って行うものとする。

### (3) いじめの態様

#### 手段によるいじめ

- ① 言葉での脅かし
- ② 冷やかす・からかい
- ③ 持ち物隠し
- ④ 仲間外れ
- ⑤ 集団による無視
- ⑥ 暴力を振るう
- ⑦ たかり
- ⑧ お節介・親切の押し付け
- ⑨ いやな行為の強要
- ⑩ ウェブでの誹謗中傷

など

#### 動機によるいじめ

- ① 怒りや憎しみからのいじめ
- ② うっ憤晴らしからのいじめ
- ③ 性格的な偏りからのいじめ
- ④ 関心を引くためのいじめ
- ⑤ 隠された楽しみのためのいじめ
- ⑥ 仲間に入らせるためのいじめ
- ⑦ 違和感からのいじめ
- ⑧ 「好き・嫌い」という単純な感情によるいじめ

など

## II いじめの未然防止のために

### — いじめを許さない学校・学級づくり—

- (1) 「楽しい授業」「わかる授業」をとおしての生徒の「学び」の保証
- (2) 学級経営の充実
  - ① 日頃からの生徒の的確な実態把握
  - ② 仲間を大切にし、信頼関係を培う活動
  - ③ いじめを許さない生徒を育てる活動
  - ④ コミュニケーション能力を高める活動
- (3) いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的計画的取り組み
- (4) 教育相談コーディネーターによる生徒の欠席状況等の実態把握・情報共有への取り組み
- (5) 「こころの支援システム」を中心とする教育相談体制の充実

## III いじめの発見から対応まで

- (1) いじめ問題にはチームで対応することを原則とする。
- (2) いじめ対策には組織をベースにし、同一步調で取り組む。
- (3) いじめの早期発見等の手立て(アンケート調査など)を定期的に行い、早期対応を図る。
- (4) 各学級で起きていることが見えるようにし、担任を学校全体でフォローする。
- (5) 問題解決までの過程(実態把握→解決に向けた組織的対応→経過観察→検証)を明確にし、安易に解決したと判断しない。
- (6) 時系列に沿った経過の記録を残す。

## IV 方針に基づく具体的措置

### 1 いじめの情報(気になる情報)の把握と対応チームの編成

#### (1) いじめの情報(気になる情報)を早期発見する体制づくりの構築

- ・ 日常生活からいじめが疑われる言動に注意
- ・ アンケート調査の実施(学校評価アンケート、いじめに関するアンケート)
- ・ 保護者との連携、情報交換及び保護者からの訴えの集約
- ・ 他生徒からの情報の把握

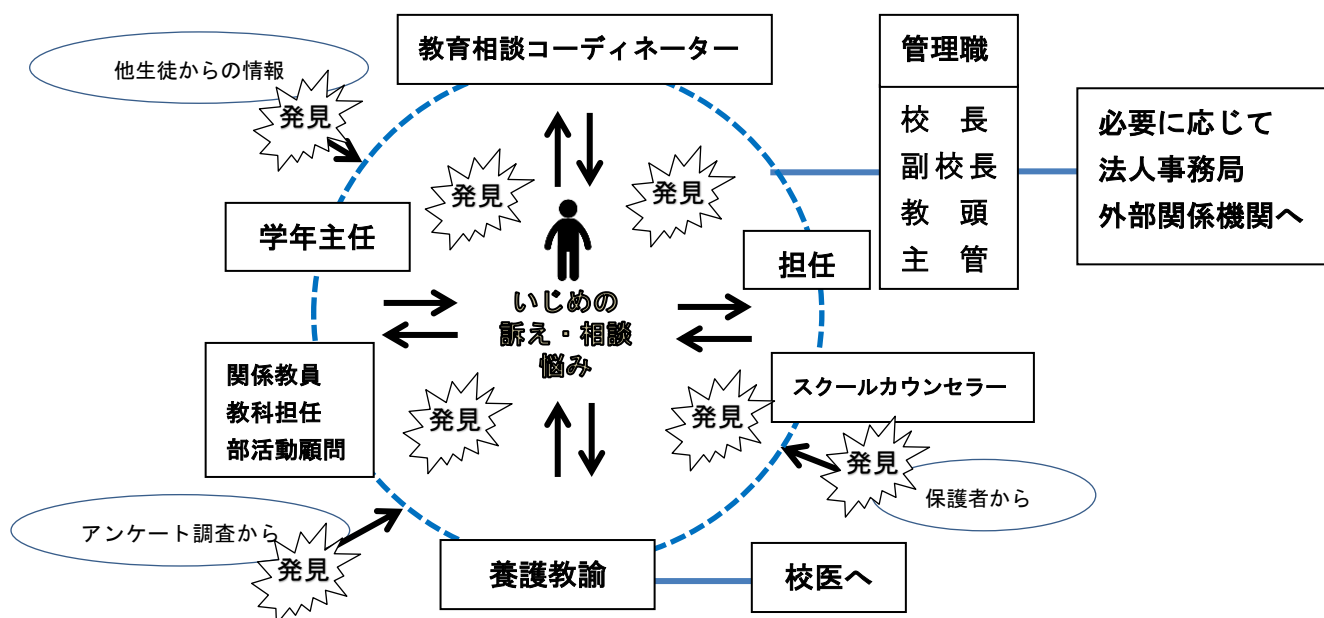
※発見者は自分だけで解決しようとせず、速やかに関係教員で情報共有する。

#### (2) 事案に応じて柔軟にチームを組んで対応

校長、副校長、教頭、主管、教育相談コーディネーター、生徒指導担当、学年主任、当該担任、カウンセラー、養護教諭、部活動顧問など

※抱える悩みをチームでサポートする聖和「こころの支援システム」体制

### いじめの情報を早期発見するためのチームサポート体制



### 2 いじめへの対処について

いじめの状況、いじめのきっかけ等を丁寧に聴き取り、事実関係を確認し、客観的な事実に基づく指導を行えるように留意する。

#### (1) 聞き取り調査の順序

- ・ 原則として、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- ・ 保護者からの訴えの場合は被害者の気持ちに配慮し、事情聴取を行う。

#### (2) 聞き取り調査の際の留意事項

- ・ 被害者や周囲の生徒からの聞き取り調査は、プライバシーに十分に配慮して行う。
- ・ 誘導や評価は避け、具体的な事実を中心に聞き取り調査を行う。
- ・ 安心して話せるよう、生徒が話しやすい人が聞き取り調査を行う。
- ・ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聞き取り調査を進める。

- ・ 被害者、周囲の者からの聞き取り調査については秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- ・ 聞き取り調査を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届けるか、あるいは保護者に迎えに来てもらい、教師が保護者に直接説明する。

### 3 対応方針の決定、役割分担

#### (1) 情報の整理

- ・ 聞き取り調査により、いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の確認を行う。

#### (2) 対応方針

- ・ 自殺、不登校、脅迫、暴行等危険度に基づく緊急度を確認する。  
(重大事態と判断される場合の対応は第8項による)
- ・ 聞き取り調査や指導の際に留意すべきことを確認する。

#### (3) 役割分担

- ・ 聞き取り調査やその後の指導を含め役割分担を行い、校長の対応方針のもとに調査、指導に当たる。

### 4 被害者、加害者、周囲の生徒への指導

#### (1) 被害者生徒への対応について

- ① 徹底して被害者の味方になり、事情の聞き取りをする基本的な姿勢を持つ
- ② 事実の確認は生徒が話しやすい教師が対応することを最優先し、つらさや悔しさを十分に受け止め、共感的な姿勢でじっくりと傾聴する。
- ③ 学校はいじめ側を絶対に許さないことを具体的に伝え、支援し続ける。
- ④ 教育相談コーディネーター、カウンセラー等との面談を定期的に行い、不安の解消に努める。

#### (2) 加害者生徒への対応

- ① 事実の確認をする教師は中立の立場で事情聴取を行い、はっきり確認が取れるまでは頭ごなしに決めつけない。
- ② いじめは絶対に許されない行動であることを伝えながら叱責に終わることのないよう注意深くじっくりと指導にあたる。
- ③ 被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ④ 不平不満や本人の満たされない気持ちなどもじっくり聴く。

#### (3) 周囲の生徒・学級への指導

- ① 「学校ではいじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を示す。
- ② いじめは学級や学年等集団全体に関わることであり本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ③ 周囲で傍観していたりはやし立てたりしていた者も、問題の関係者であることを認識させる。

- ④ 集団の考え方や言葉遣いなどがいじめの発生の誘引となっていなかったかについて考えさせる。
- ⑤ いじめを許さない集団のあり方について考えさせる。
- ⑥ いじめが一段落したと思われる場合も、注意深く観察を行い、指導を継続する。

#### (4) 保護者への対応

- ① いじめは学校では絶対にあってはならないことであり、根絶するための協力を依頼する。
- ② 被害生徒の保護者へは、学校は徹底して生徒を守り、支援していくことを伝えながらいじめの事実を具体的に正確に伝える。
- ③ 連携して問題の解決に当たることを伝え、当該生徒の家庭等での様子について情報提供を受ける。
- ④ 事実関係の全貌が分かるまで、互いの保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ⑤ 指導を安易に終結せず、経過を注意深く観察する方針を伝える。
- ⑥ いじめている生徒の保護者へは、誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、生徒がよりよくすることを願っていることを伝える。
- ⑦ いじめている側の保護者へは、被害生徒の様子を伝え、事態の深刻さを理解してもらう。

### 5 保護者との日常的な連携

- (1) 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針・方法などを周知し、いじめ問題は学校と保護者との連携でしか解決できないことを伝え、協力と情報提供等を依頼しておく。
- (2) いじめの深刻さ・多様性などについて保護者研修会などを利用してカウンセラーによる講話を行い、いじめ問題に対する認識を深める。
- (3) いじめられる側・いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針を具体的に提示しておく。

### 6 外部機関との連携

- (1) いじめの解決を校内だけでなんとか解決しようという姿勢は持ちながらも、深刻ないじめ問題への対応については、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関との連携を積極的に行う。内容によっては弁護士への相談が必要な場合もある。
- (2) 深刻な事案が発生した時の対応をより良い方向に導くことが可能にするため、日頃から種々の事案について連携を心掛ける。
- (3) 保護者の了承を得た上で外部機関との連携を行う。

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの発見状況の報告</li> <li>・対応方針の相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県私学文書課</li> <li>・県教委、県教育研修センター</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針や解決方法についての相談</li> <li>・生徒や保護者への対応方法の相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県高校教育課生徒指導班</li> <li>・児童相談所</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめによる暴行、傷害、恐喝等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察生活安全課</li> <li>・児童相談所</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒の身体的外傷や心的外傷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関</li> <li>・児童相談所</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒、加害生徒の心のケア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(スクールカウンセラー)</li> <li>・児童相談所</li> </ul>

## 7 Web上に原因のあるいじめについて

### (1) 携帯電話・スマートフォンの利用と現状について

携帯電話やスマートフォンについては、高校生ほぼ全員が所持・利用していると考えてよい。一方、機能も飛躍的に向上し、インターネットと容易に接続できることにより、生徒たちは保護者や教職員が認識している以上に、直接実際の社会へ接続しているのが現状である。SNS等により、生徒が何の保護もないままに社会と接触し情報を発信・受信しているのが現状である。

### (2) Webにより起こっている問題の例

- ① 学校裏サイト上での書き込みによるものから発生したいじめ
- ② SNSなど生徒自身が発信した情報が原因となるもの
- ③ 生徒への誹謗中傷をインターネット上に書き込むことによるもの
- ④ 生徒の家族や関係者の噂をインターネット上に書き込むことによるもの
- ⑤ 生徒の顔写真や個人情報などを書き込むことによるもの
- ⑥ 多数の生徒がメールで悪口などを送信することによるもの

### (3) 対応策

- ① 生徒への指導
  - ・「情報モラル」「情報セキュリティ」についての教育を常日頃から実施すること
  - ・親や教職員が学校裏サイトやブログなどを知らせることで抑止力となる
  - ・警察や児童相談所などによる講演をとおして、具体例を紹介し危機意識を醸成すること
- ② 保護者との連携
  - ・携帯電話などでのフィルタリング機能の活用を推進すること
  - ・携帯電話などの危険性やその使い方について、具体的に問題点を知らせ家庭と学校で連携して生徒を見守っていくことを伝える。
- ③ 関係機関との連携
  - ・深刻な誹謗中傷の書き込みなどの場合は、その対応について警察等に相談する。

## 8 重大事態への対処

法 28 条に下記のように記されている重大事態に該当する、または該当する可能性が高いと学校が判断した場合の対応については特に以下の点に気を付ける。

### 法 28 条第 1 項

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

### (1) 重大事態発生時と報告について

- ① 本法人事務局に報告するとともに重大事態に係る事実関係を明確にするための調査組織を「重大事態調査本部」として設け、対応は全教職員体制である。
- ② 調査組織の構成については必要に応じて外部専門家の参加を求め、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ③ 県私学文書課を通じて県知事に報告する。

### (2) 重大事態の調査について

- ① 調査は、学校が当該事態の事実と向き合い、その対処および同種の事態の発生防止を図るために行う
- ② 調査は、事態の性質によって、聴き取りや質問紙調査などを用いる。
- ③ 調査により事実が広く明らかになることで、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう十分に配慮する。
- ④ 被害生徒、情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

### (3) 調査結果の提供および報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、事実関係等その他の必要な情報を適宜提供する。
- ② 当該生徒のプライバシー保護に配慮するなど個人情報には十分配慮しながら情報提供にあたる。
- ③ 調査結果については本法人事務局、県私学文書課を通じて県知事に速やかに報告する。



【いじめ発生時における学校体制フロー】

